

# 八幡浜市産業財産権取得事業補助金交付要綱

〔令和5年3月30日〕  
要綱第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「産業財産権」という。）の取得に要する経費の一部を補助することにより、新たな開発や事業の創出等に対する意欲を助長するとともに、製品開発力や競争力の強化を図り、もって市内の産業の活性化に寄与することを目的として、予算の範囲内において八幡浜市産業財産権取得事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特許権 特許法（昭和34年法律第121号）第66条第1項に規定する権利をいう。
- (2) 実用新案権 実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第1項に規定する権利をいう。
- (3) 意匠権 意匠法（昭和34年法律第125号）第20条第1項に規定する権利をいう。
- (4) 商標権 商標法（昭和34年法律第127号）第18条第1項に規定する権利をいう。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）を除く。

- (1) 個人にあっては本市が備える住民基本台帳に記録されており、法人にあっては市内に本店を有すること。

(2) 原則として、市内で引き続き1年以上事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 同一年度において、既に補助金の交付を受けている者

(2) 同一の産業財産権について、国又は他の地方公共団体から産業財産権に関する補助金の交付を受けている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、産業財産権の取得に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 出願料

(2) 審査請求料

(3) 登録料（初回納付分に限る。）

(4) 弁理士等手数料

(5) その他市長が適当と認める経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市産業財産権取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 産業財産権を取得したことがわかる書類の写し

(2) 補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し

(3) 市税の納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、八幡浜市産業財産権取得事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(変更、中止及び廃止)

第8条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）等の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、次に定めるところによる。

(1) 補助事業の内容、補助金の額等の変更があった場合においては、八幡浜市産業財産権取得事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、八幡浜市産業財産権取得事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項各号に規定する申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助事業者の前条の規定を準用して、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止の承認を通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに、八幡浜市産業財産権取得事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、八幡浜市産業財産権取得事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、八幡浜市産業財産権取得事業補助金請求書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

（決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名

八幡浜市産業財産権取得事業補助金  
交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、八幡浜市産業財産権取得事業補助金  
交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 総事業費 金 円

2 申請額 金 円

3 取得した産業財産権の種類

特許権 ・ 実用新案権 ・ 意匠権 ・ 商標権

4 取得した産業財産権の名称

添付書類

- (1) 産業財産権を取得したことがわかる書類の写し
- (2) 補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し
- (3) 市税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市産業財産権取得事業補助金  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市産業財産権取得事業補助金については、八幡浜市産業財産権取得事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定となりましたので通知します。

記

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市産業財産権取得事業

変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、八幡浜市産業財産権取得事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付変更申請額

既交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 添付書類

- (1) 変更後の産業財産権を取得したことがわかる書類の写し
- (2) 変更後の補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

※ 提出した添付書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができる。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市産業財産権取得事業

中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、八幡浜市産業財産権取得事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

(1) 市長が必要と認めた書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者

八幡浜市産業財産権取得事業  
実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた八幡浜市産業財産権取得事業補助金に係る事業実績について、八幡浜市産業財産権取得事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書 別添のとおり
- 2 その他、市長が必要と認めた書類

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

八幡浜市長

印

八幡浜市産業財産権取得事業補助金額  
確定通知書

年 月 日付で報告のあった事業については、八幡浜市産業財産権  
取得事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確  
定します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市産業財産権取得事業補助金

請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、  
八幡浜市産業財産権取得事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	フリガナ
口座種別	普通・当座
口座番号	